

通称

改正労働施策総合推進法

パワハラ防止法対応セミナー

～パワハラを防ぐ、部下指導とコミュニケーション～



上司のメンタルも守るハラスメント予防のコツ

2020年6月より改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が施行されました。改正パワハラ防止法は大企業に加えて中小企業にも2022年4月から適用されていますが、社内でひとたびハラスメントの問題が起これば、社内外に動揺と影響を及ぼすことになるため経営としても重大なリスクと認識すべきです。パワハラをはじめハラスメントは、予防が最重要課題であり、その対策は企業の労務管理上必要不可欠なものとなっています。今回のセミナーでは、企業経営者はもちろん、人事労務部門の責任者や管理職の方々にも是非押えていただきたいハラスメントの対策ポイントと受講後すぐ実践できるハラスメント防止に役立つコミュニケーションのコツも解説いたします。

〈講師〉

いいだ よしひろ

飯田 吉宏 氏

まこと

・ 孚事務所 株式会社 代表取締役
・ 社会保険労務士



〈プロフィール〉

大学卒業後、20代後半まで呉服流通チェーン、中小法人向けノンバンクに勤務。在職時に体験した職場のトラブルをきっかけに労働法や人事領域の問題に関心を持ち、2000年に社労士資格を取得。2004年に独立起業し、社員数5名のリフォーム業から100名の外資系医療機器メーカーまで、15業態以上の労務管理指導、相談業務を経験する。現在は、人事労務の知見に東洋哲学におけるリーダーシップやコミュニケーション、人間学の視点を取り入れた経営支援を軸とし、人材育成・組織活性の支援、労務に関わる諸課題の解決に取り組んでいる。近年は商工会議所や法人会をはじめ、上場企業、社労士支援組織、公立高校などでセミナー・研修講師も務めている。

- 講座内容 -

◆改正労働施策総合推進法のポイント

(通称:パワハラ防止法)

◆ハラスメントの定義と分類

◆一方向と双方向のコミュニケーションの違い

◆パワハラにならない部下指導の技術

◆人を育てるための4つの原動力

◆GROWモデルによるコミットメントの引き出し方 等

日時

令和7年9月24日(水)

14:00~16:00

会場

五所川原商工会館

(五所川原市東町17-5)

主催

五所川原商工会議所

TEL:0173-35-2121

受講料

無料 (会員・非会員問わず)

定員

30名(先着順)

(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

対象

中小・小規模事業者

★お申し込み方法★

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、

FAXにてお申込みください。

令和7年9/24『パワハラ防止法対応セミナー』受講申込書

五所川原商工会議所 行 ⇒ FAX:0173-35-2124

(申込日: 令和7年 月 日)

事業所名		T E L	
所在地		F A X	
受講者名	(複数ご参加可能)		

※ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理いたします。